

託送料金相当額について

(一般ガス導管)

当社の導管等の供給施設に関わる費用（託送料金相当額）は、当該施設を利用する全てのガス小売り事業者（当社も含まれます。）が負担しており、お客様がお支払いするガス料金に含まれております。

託送供給料金の計算方法については、以下のとおりとなります。なお、詳細については、当社の「託送供給約款」をご確認下さい。

（１）主に家庭用・小規模業務用のお客様向け（２部料金）の場合

適用される料金表区分は、毎月のガスのご使用量に応じて決まります。

適用される料金表区分の「定額基本料金」と「従量料金（従量料金単価×ガスのご使用量）」を合計した金額に消費税等相当額を加えた金額が託送供給料金相当額となります。

料金表	適用区分 (1か月のご使用量)	定額基本料金 (ガスメーター1個につき)	従量料金単価 (ご使用量1m ³ につき)
A	0m ³ から 20m ³ まで	471.00 円	58.35 円
B	20m ³ をこえ 416m ³ まで	636.00 円	50.10 円
C	416m ³ をこえるもの	10,021.00 円	27.54 円

※金額は税抜

【計算例】 一般契約のお客様が1か月31m³ご使用した場合（消費税率10%）

(定額基本料金) (従量料金) (ご使用量) (消費税率)

(636.00 円 + 51.01 円 × 31m³) × 1.1 = 2,439 円 (少数点切捨て)

（２）主に業務用のお客様向け（３部料金）の場合

託送供給料金相当額は、「定額基本料金」と「流量基本料金（流量基本料金単価×契約最大払出ガス量）」と「従量料金（従量料金単価×ガスのご使用量）」を合計した金額に消費税等相当額を加えた金額となります。

定額基本料金 (ガスメーター1個につき)	流量基本料金単価 (契約最大払出ガス量1m ³ につき)	従量料金単価 ※1 (ご使用量1m ³ につき)
141,300.00 円	184.00 円	13.65 円

※金額は税抜

※1 お客様の敷地境界における導管（供給管）の圧力が低圧の場合は、低圧導管利用分として、従量料金単価に10.43円（税抜）を加えて得た額を従量料金単価とします。

【計算例】 大口契約のお客様が1か月 40,000m³（うち、低圧導管利用分 10,000m³）

契約最大払出ガス量 200m³ ご使用した場合（消費税率 10%）

$$\begin{aligned} & \text{(定額基本料金)} \quad \quad \quad \text{(流量基本料金)} \quad \quad \quad \text{(従量料金)} \quad \quad \quad \text{(低圧加算分)} \\ & (141,300.00 \text{ 円} + (184.00 \times 200\text{m}^3) + (13.65 \times 30,000\text{m}^3) + (10.43 \times 10,000 \\ & \quad \quad \quad \text{(消費税率)} \\ & \text{m}^3)) \times 1.1 = \underline{761,090 \text{ 円}} \text{ (少数点切捨て)} \end{aligned}$$